

国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会（第12回）

2008年5月14日（水）

【塩野座長】 国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会、第12回会合を開催いたします。

本日は「中間とりまとめ」に対して寄せられた意見を紹介し、意見を交換したいと思います。

なお、「中間とりまとめ」に関しましては、17省庁等や2つの職員団体のほか、以前、この検討会でヒアリングをいたしました安西弁護士、刑法の川出教授にお願いし、ご意見をいただいております。このうち、公務公共サービス労働組合協議会（公務労協）及び日本国家公務員労働組合連合会（国公労連）には、本日お越しいただいておりますので、この場で直接ご意見を伺いたいと思います。

それでは、早速、公務労協からご意見を承りたいと思います。きょうは吉澤伸夫事務局長と山口一豊労働条件専門委員においでいただいております。よろしく願いいたします。

【吉澤事務局長】 おはようございます。座ったままで失礼をいたします。

今年1月18日のヒアリングにおいて、私ども団体の紹介、並びに私自身の自己紹介はさせていただいたと思いますので、その点は省略させていただき、まずは今回、二度目の機会をいただいたことに心から感謝を申し上げたいと思いますし、早速、「中間とりまとめ」に対するご意見を申し上げていきたいと思います。

まず、「中間とりまとめ」の全体像についてですが、基本的には、1月18日に私どもが申し上げさせていただいた意見に十分配慮いただいたものとして大変評価をさせていただいております。引き続き、慎重な上にも慎重な検討をぜひお願いした上で、最終的な報告のとりまとめを、まずはお願いしたいと思います。

そこで、本日、申し上げる意見につきましては、主に「中間とりまとめ」におきまして宿題となっていることにつきましてご指摘を申し上げたいと思います。

1点目に「返納事由の拡大とその範囲」の問題についてです。「中間とりまとめ」では、「事例の積み重ねを経て明確化」というご指摘がありますが、ここでは2つの点、1つについては、公正中立、あるいは事前の規制というふうな機能に至るまで、相応の時間を要するのではないかという観点。2つ目には、当然このような事例が起きてはいけないとい

うことでありまして、多くの事例が発生してはならないという前提に立った場合に、積み重ねにおいて明確化以前の段階でのご判断というところをどのように考えたらいいかという、大きく2つの点にやはり課題があるのではないかと考えているところです。また、技術的、論理的な困難さということも十分、承知はしているところなのですが、これまでの懲戒免職の事例に照らして厳格な観点からの法定という点を改めて求めていおたいというふうになっているところです。

2点目に「支給制限制度の在り方及び一部支給制限制度を創設した場合の基準」の問題についてです。一部支給制限等の導入、またそれに伴う調整額相当の退職手当の支給措置の廃止につきましては、民間の例に照らしましても大変妥当であって歓迎すべきところであるというふうに認識しているところです。

なお、一部支給制限等の基準につきまして、同じく、事例の積み重ねによって判断されていくとされているようなところでありますけれども、技術的な問題を踏まえつつも、適法な裁量権とのバランスにおきまして、結果的に訴訟に至る、すなわち、裁判所が判断をするということが極力無いように法律で明記されるということを追求いただくべきではないかという点を申し上げておきたいと思えます。

なお、事例の積み重ねによって判断をされる場合におきましても、客観的な事実に基づいた要素に限定をすることにしていただいた上で、一方で、退職手当が果たす現実的な機能を踏まえていただき、家庭の経済状況等の要素、この点、ぜひご配慮いただきたいと思えます。

3点目に、「中間とりまとめ」でも「なお検討を深める事項」と表現されている、「遺族への支給制限制度及び相続人からの返納制度」の問題についてです。退職手当の性格の問題からも両論あるということは十分承知しているところでありまして、遺族への支給制限については、遺族の生活の維持に配慮したものとすべきであろうと思えます。一方、相続人からの返納につきましては、公平性、すなわち、本人から返納を求める場合とのバランスということは当然、問題点としてありますけれども、支給から相応の時間が経過をしていた場合などには、既に退職手当の全額、またはその一部が残っていないということも当然、想定されるわけで、相続人といえども、本人以外が借金をしてまでもというのは少々過酷ではないのかなということもあって、相続人からの返納については、この点は制度化すべきではないのではないかとご指摘申し上げたいと思えます。

4点目に「その他（返納命令を行い得る期間の限定）」についてです。前回、1月18日

の際にもご指摘を申し上げましたけれども、退職後の生活への配慮、そして未来永劫に返納の可能性があるということではなくて、例えば、会計法の時効などを踏まえて5年以内とすべきではないかということをご指摘しておきたいと思います。

最後、5点目に「支給制限・返納処分の手続」の問題です。専門的な第三者機関の関与ということは必然であって、現状におきましては、人事院に行わせることとすべきではないかと考えています。権限と責任という観点から、第三者機関については諮問型というふうにせざるを得ないことは前提としつつも、事前に本人・遺族等からの意見聴取の仕組みを、ぜひ、設けられるべきではないかということをお願いしておきたいと思います。

以上、多少大雑把ではありますが、5点のうち、主なことについてご指摘を申し上げました。改めて、私どもの意見にご配慮をいただいた「中間とりまとめ」に感謝を申し上げつつも、引き続き最終的な報告に向けた慎重なご検討を重ねてお願いを申し上げまして、本日、私どもの意見にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

【塩野座長】 どうもありがとうございました。

それでは、今の意見表明に対しまして、ご質問、ご意見、コメントでも委員の方々からいただければと思います。

【柳瀬委員】 死亡の場合、返納の問題ですが、時間の話とバランスの話と同時にされていますが、時間の経過にかかわらず相続人からの返納は基本的には好ましくないというお考えとお伺いしてよろしいですか。

【吉澤事務局長】 そうですね。実質的な問題があろうと思うんですけども、期間があまりたっておりますと、当然、当該……。

【柳瀬委員】 いや、期間があまりたっている場合はわかったのですが、例えば、死亡直後の場合はどういうふうにお考えですか。

【吉澤事務局長】 バランスの問題だろうというふうに、率直に申し上げますと、考えるところではあります。

【柳瀬委員】 バランスというのは、どっちのバランスですか、生きている人とのバランスですか。

【吉澤事務局長】 そうですね。

【柳瀬委員】 はい、わかりました。

【塩野座長】 私のほうから、やや抽象的な話で申しわけありませんが、民間とのバラ

ンスとか、あるいは、民間がこうだからこうだというふうな頭の働かせ方はおありだったのでしょか。それとも、およそ、公務員たるものこうだと、そういう頭の働かせ方なのか、ご意見の作成の背景を教えてくださいと思います。

【吉澤事務局長】 前回は先生からご指摘をいただいた点だと思いますが、他の勤務条件を含めて民間に準じてという前提論はあるとしても、一方で公務の特殊性をどういうふうにバランスをとって考えるかということは、当然私ども、単に民間ということに準じるだけではいかなものかと思っております。ただ、一方で公務の特殊性だけを強調して、公務だからこうだということも、またいかなものかと思っておりますので、その点は、やはり、社会的な合意も含めて十分、慎重に考えていくべきだというふうなところで私どもは考えております。その意味では、特に具体論としては、一部支給制限ということについて、ご指摘、ご研究をいただいておりますので、その面では民間のバランスということをご配慮いただいているのだろうと。他方、一方で、この返納の問題につきまして、今もございましたが、これを公務の側としてどう考えていくのかというのは、少々やはり悩ましい問題がまだあるというのは率直なところです。要は、もうバランスの問題かなと思っております。

【塩野座長】 基本的なお考えは前回と特に変わったところはないと思いますが、そこで一種の各論になるわけですが、我々のほうでも悩んでいるのは、事例の積み重ねによって判断するという、それを前もって一律の規定とすることは、なかなか法律技術的には難しいということを行っているわけですが、これは委員でそれぞれ多少違う考えもあるかと思っておりますが、民間における、労使の間における裁判例はどうなっているのかということも、事例の積み重ねの一種だとは思いますが。民間ではケースバイケースによって決まってきたところを、あらかじめ、そちらの考えで言うと、法律で定めるべきということですか、それとも政令レベル、あるいは省令レベルで定めるのかという、要するに、法令のところで一律に現段階で決めてしまうことがなかなか難しい、特に法律のレベルで一律に決めることが難しいということをお願いしているわけですが、その辺のご理解はいただけるでしょうか。

【吉澤事務局長】 ええ、確かに最終的なご判断というところで言うと、どうしても裁判所ということがあり得るのだろうと思っておりますが、ただ、一事が万事、やはり裁判所にご判断を求めるのかということも、やはりどうかと思っておりますので、そうはならないようにという側面と、事前に法律で明確にすることで、先ほども申し上げましたが、事前規制、

こういうことをやったら、もうこうなるということにもなりますし、そのことと、あつてはならない裁量性の問題、違法なということでもありますけれども、そういうことについての事前の規制も当然働く、すなわち、公平・公正性をどう確保するかという問題も生じますので、できるだけ詳細まで技術的に困難だというのは十分承知しているのですが、すべての方がわかるようなものを明確にどこかで定めることが必要ではないかと。法律でということが困難だということであれば、省令なりということも含めて、あるいは人事院規則等ということになるのかどうかということもありますが、何らかの基準というのをできるだけ明確にしておくことが必要ではないか。

これ、ケースケースに応じて事例を積み重ねてということになりますと、どうしてもあつてはならないことですので、それが積み上がっていくことは好ましくない話でありますし、できるだけ事前にわかりやすい形で示されるものが必要ではないかというふうに、技術的な問題の難しさは十分承知しておりますが、そういうふうに思っているところです。

【塩野座長】 行政法では、最近の傾向として、公正さというのを実体法的に決めるというのと、それはなかなか難しいので手続きの公正・透明性で担保しようという2つの考え方があって、両方とも重要な点なのですが、この「中間とりまとめ」では、後者の点についても十分留意をするという押さえを効かせているつもりでございますので、その点もあわせて手続きの点も、つまり、公正・透明性、公正さを担保するものだということでご理解をいただければと思います。

【津村補佐】 懲戒処分につきましては、人事院の「懲戒処分の指針について」という通達が出ているわけですが、法令での基準は示されていないという現状があるかと思えます。こういう現状についてはどのように評価されているのかということと、通達レベルで出ておりますこの「懲戒処分の指針について」というものについては十分に明確であるというふうにお考えなのかということについてお尋ねしたいと思います。

【吉澤事務局長】 人事院の「懲戒処分の指針について」はかなり細かく、現在特にもう定められていらっしゃいますので、その点は詳細にわたって整理をされたものだというふうに認識しております。ただ、指針と現実的に懲戒権ということでございますと、そのこのバランス論というのは当然ありますが、最終的には処分権者の権限というところに帰属するのだらうと思えますし、その権限を行使するに当たってどういう考え方で、すなわち、過去の事例とか、あるいは、他省ではどうかというところを十分に勘案をしてやるためには、その他の指針ということが重要な位置にあるのだらうと思っておりますから、そういう意

味からしますと、指針において、ある程度、世の中に明らかにして、先ほども申し上げましたが、事前の規制ということになるわけですから、そういう意味では大変評価を申し上げている、そのようなところではあります。

【津村補佐】 ということは、法令である必要はないということですか。

【吉澤事務局長】 ですから、立法上の問題だろうと思いますが、そこまで法律で書けるかどうかという問題と、すなわち、申し上げた裁量権限、すなわち、処分者の権限という問題とのバランス論だと思しますので、その点ということと言いますと、現状が、ある意味では現実的な対応の仕方ではないかと思っています。

【塩野座長】 どうもありがとうございました。最後の確認ですが、不服審査について、前回は置くべきというお話で、今回もこれは当然のことだと。それは、前回の質問の繰り返しで大変申しわけありませんが、前置主義を主張しておられるんですか、それとも自由選択主義ということで、裁判所へ行くルートと、不服審査のルートと両方用意しておいて、どちらを取るかは選択であると、そういうご発想なのかどうかということですか。

【吉澤事務局長】 基本的には裁判に至らないように、特に専門的な観点でということ考えた場合には前置主義というふうに置くほうが必然的かなと思いますが、ただ、一方で、やはり結論を出す時間の簡略化というふうな、例えば、行政不服審査法などもこの国会で議論があるようですが、できるだけ早くという意味合いにした場合に、少し任意のところもあるのかもしれませんが、そこら辺は少し議論の問題かなというふうには思います。ただ、私どもが考えているのは、余りすべてのことが、裁判所が判断するようなケースにできるだけならないように、ある程度簡易に申し立てができるような仕組みがやはり必要ではないかという気がしています。

【塩野座長】 わかりました。ほかにはよろしいですか。再度おいでいただきましてどうもありがとうございました。

【吉澤事務局長】 ありがとうございました。

(公務労協退室・国公労連入室)

【塩野座長】 それでは国公労連からご意見を承りたいと思います。本日は浅野龍一書記次長、それから小倉功中央執行委員、秋山正臣行革対策部長にお越しいただいております。お忙しいところ、我々のヒアリングに出ていただきまして大変ありがとうございました。それでは、よろしくお願ひします。

【秋山行革対策部長】 お忙しい中、時間をお取りいただきましてありがとうございました。

す。ご紹介いただきました国公労連の行革対策部長を務めます秋山と申します。私のほうから意見について申し上げたいと考えております。

冒頭、申し上げたとおり、ヒアリングの機会を与えていただいたことに感謝申し上げたいと思います。私ども国公労連としましても、退職手当については労働条件の1つということで認識しております。そのこともあり慎重な検討が必要だということで、既に申し入れ等も行ってきたところでもありますけれども、「中間とりまとめ」がなされて、これから最終的なとりまとめに向かわれるに当たって、一定の意見を申し上げるということで今回、意見を出させていただいたところです。

国公労連として深くやっている部分と、やっていない部分とありますが、大まかに、基本的考え方ということで今回、意見を申し上げることにさせていただきました。

初めに、検討の視点・範囲及び現行制度の問題点というところにつきまして、研究会のほうで議論されてきた方向について異論を挟むということでは考えておりません。文章のほうでも書かせていただいたとおり、在職中に発覚した場合と、退職後に発覚した場合ということでの差異があることについては、公平ということから少し問題があるのではないかと、不合理性もあるのではないかと考えております。その点から一定の見直しを行うことについてはやむを得ないことであるというふうにとらえているところです。

次に支給制限・返納の考え方に当たってであります。退職手当の性格については、過去の研究会、今回の研究会でも確認がなされていますとおり、いろいろな要素が組み合わせてできたものだというふうに理解をしています。私どもとしても、賃金の後払い、退職後の生活保障という性格、これは職員、組合員にとっても大変大きなものだというふうに理解しておりますので、こうした性格があるということにするならば、非違行為というものが行われたことによってすべてが抹消され、忘却されるものではないというふうに考えています。ただし、後ほど、次の項でも少し申し上げていきますとおり、非違行為というのは、その信用失墜も含めてされる制限ということがなされるかというふうに思いますけれども、その内容によって、程度によって差異があるということについては当然ではないか、一律にすべきではないというふうに考えているところです。

その具体的なところとして、支給制限・返納の制度の内容のところでも議論されていますが、退職手当の支給制限の中においては、基本的には、諸外国でも行われているような形で、公務上であるとか、公務外というふうに区分をして考えるべきだというふうに思っています。また、処分の程度に応じて支給割合を考えていくというほうが望ましいのではな

いかと思います。ただし、今回、他のところからもいろいろ意見が出されていますとおり、行政の恣意的な判断がなされているということではだめだと思っておりますので、明示して、例示をするような形で行っていくことが望ましいというふうに考えております。そのことが、さまざまな公務を遂行する上でも指針となるわけですので、ぜひ、その点については明記するというようお願いしたいと思っております。

それから、今回、退職後の非違行為発覚における場合において、検討に当たって、遺族や相続人の問題ということも発生することについては、私どもも理解します。ただし、遺族や相続人というのは、公務上、公務外の問題等もありますが、直接的な責任がない者に対し返納を求めることになるわけですから、それを強制的な制度とすることはいかなものかというふうに考えているところです。公務員の場合、世論からによる社会的な圧力も非常に強いということもありまして、強制的になることが強く考えられ、危惧されるころでもあります。強制的な制度にするのではなく自主的なことにしたとしても、世論の圧力とかも含めて全額返還となってしまうケースも往々にして考えられます。死亡した場合には、禁錮以上の刑を含めて公訴棄却ということにもなるわけですから、推定したことではできないということがありますので、そのあたりについては、個々の状況に応じた柔軟な制度にするほうがよいのではないかと考えているところであります。

それから、申し上げておきたいのは、3つ目として、退職手当の返納を求める期間の問題であります。法的な安定性の観点からも時効は設けるべきだと考えております。ここに年数の問題について特に明示しておりませんが、退職手当の受給権が発生した日を起点として考える、余り長期は望ましくないと思っております。他のところでも意見を出されているようなところがありますけれども、前回にも意見を申し上げたとおり、5年程度ではないかというところが私どもの考えているところであります。

それから、最後に支給制限・返納処分の手続きにかかわって第三者機関を設けるということで考えられているところであります。ここについては、内部でも少し議論があるところなのですが、諮問機関型ということで考えられているというふうに承知しております。その諮問機関型とした場合について、職員の権利保護という点を考慮した場合、透明性がある議論が行われるかどうかという問題も含めてあるのですが、我々として、権利保護の観点から、民間のほうでも労使紛争を防止するために、労使それぞれの代表が入った委員会を設けられるようなさまざまな制度がありますので、そういった形に準じて行うのも1つの方法ではないかと思えます。そうした場合については、労働者代表も加えた構

成としてやるということが1つ、考えられるのではないかと考えています。

同時に、そういった不祥事についての処分を行った内容について、きちんと職員代表が入った形で行うことは、原因究明にも当たり、再発防止にもつながっていくのではないかと考えているところです。不祥事はあってはならないものであって、なくすような形にすることが非常に大切であります。なくすためにも、起きたことについてきちんと原因究明を行い再発を防止していくことも重要な観点ではないか、そのようなことを考えているところです。

以上、他のところからかなり細かく意見が出ているところでありますが、我々としては、大枠、こういった形で議論が進められた後、実際の手続規定に当たっては、さらに我々の意見を聞く機会を設けていただくということもお願いしておきたいということで意見を申し上げます。

【塩野座長】 どうもありがとうございました。それでは、以上のご説明を前提といたしまして、質問、あるいはご意見をいただきたいと思います。

【森戸委員】 3の(2)のところ、返納の話、強制的な制度とすることは望ましくないと。そのときに、ご趣旨としては自主的な返納でいいのではないかとということなのか、それとも、自主的でもいろいろ何か圧力がかかかっていくということもおっしゃいましたし、最終的には「柔軟な制度で」とおっしゃったと思いますが、具体的には、強制的ではないとすれば、どのようなことをイメージされていたのか、ちょっと教えていただければと思ったのですが。

【秋山行革対策部長】 はい。基本的には自主的な返納を基本に置いております。ただ、返納させる、どれくらいのところかということに当たって、一律、規定的なものにするのは難しいのではないかとということもありまして、自主ということであれば、その当該人に対して返納する額は自主的に決めてもらうという形になるのではないかとこのところあります。ただ、どれくらい返すかということについては非常に難しいところで、求められたときに遺族側でもどうしたらいいのかわからなくなるだろうと思いますので、そのあたりについてどうするかというのは、我々としても少し迷いがあるところですが、余り、こうでなければならぬというふうに限定すべきではないのではないかとこの意味で、このような形で、少し中途半端な形で申しわけないのですが、書いているところです。

【森戸委員】 わかりました。

【阪田座長代理】 今と同じところですがけれども、これは返納について書いておられる

んです。したがって、本人死亡に伴う退職といえますか、不祥事と同時に死亡するというケースですけれども、それも同様に、遺族や相続人には責任はないのですが、そこはしかし、不支給であってもやむを得ないというふうにお考えだということでしょうか。

例えば、立川警察署ような事件ということです。

【秋山行革対策部長】　そうですね。支給した後と前の違いということについて、違いが出ることについては余り望ましくないとは思いますが、全額、支給停止ということ、それはあり得ると思っています。ただ、外形上で、どうしてもやらざるを得ないところがございまして、そこは慎重に判断するとしてしか申し上げにくいところではありますが、制度そのものとして返納ということを含めて、制限があるということについては否定するものではないと。

【阪田座長代理】　ここは返納についてだけ書いてあるということですか。

【秋山行革対策部長】　はい。死亡と同時に退職という、先ほどおっしゃったケースについては、支給をしていない段階でありますので、制限をして支給するということはあり得るだろうと思います。そののと、どう整合性を図るかというのが非常に技術的に難しいなという思いがありまして、こうあるべきだということになかなか答えを持ち合わせていないというのが正直なところでありまして、具体的に、こうしなければならないというところはなかなか申し上げにくいところで、ご勘弁願いたいと思います。

【塩野座長】　最後のところですが、処分後の無用な紛争を避けるようにと、丁寧な手続きをとって両者、納得がいくような形で、まず、行政レベルで判断して、裁判所に持っていく必要がないようにしますと、そういうお話はわかりましたが、不服申立ての点については何かご意見がございまして、要するに、処分とするか、あるいは、事実上の行為になるかわかりませんが、支給をしない、あるいは、返納命令を出すか命令という形になりますが、もともと支給しないということになると、処分がなしに、とにかく事実上、支給しないということもあるわけですが、そういったことについて不服があるというときに、すぐ裁判所に持っていけということになるのか、それとも、やはり、今の公務員の懲戒等にあるような、人事院の不利益処分に対する審査みたいなものが用意されていますが、そういうものをお考えなのでしょうか。そこはいかがでしょうか。

【秋山行革対策部長】　中できちんと議論はできていませんけれども、現行のとおり、不服審査制度があるべきだと考えております。

【塩野座長】　わかりました。ほかにございますか。いろいろお考えのときに、一番お

悩みになったのはどの辺ですか。3の(2)の辺ですか。

【秋山行革対策部長】 そうですね。このあたり、どう整合性をとるとというのが非常に難しいと思いました。実際にいろいろなケースを考えてやってみたのですけれども、こちらをすればこちらが立たずというところが非常にありまして、かなり研究会でも悩んでおられるというのがよくわかりまして、例示するほうが望ましいのですが、それをすればするほど深みにはまって行ってやりにくくなるなというのはちょっと思ったところでもあります。ですので、意見を書くに当たっても、あまり明確に書けなかったところでもあります。

【塩野座長】 はい、悩みは共通しているところがございますので、今後ともひとつよろしく願いいたします。

【秋山行革対策部長】 また、参考になるようなことがあれば、我々としてもできることはしたいと思えます。

【塩野座長】 きょうはお忙しいところありがとうございました。

【秋山行革対策部長】 ありがとうございました。

(国公労連退室)

【塩野座長】 それでは、次に、事務局のほうから各省庁などからの意見を紹介してもらいますが、その前に、私から前回、この席でお話をいたしました、労働経済学専門の慶応大学の清家教授からご意見をいただきましたので、これをご紹介したいと思います。ただ、大変ご多忙でございましたので、この当検討会に正式な文書という形で出すことまではできない、あるいは、また出席も無理だということでした。私あてのコメントといたしましては、退職金を賃金の後払いと考えるのが経済学の立場ですが、そういうふうな点からも我々の結論は大体飲み込めると、そのようなお話のようでもございました。

ただし、退職一時金よりも退職年金の形で退職給与を充実させ、きちんと勤め上げれば尊厳ある引退生活を送れるということにすれば、規律維持効果はもっと高まるはずだということで、退職金の在り方よりも、もっとやるべきことがあるのではないかとということでもございます。

それでは、資料1に基づいて事務局から「中間とりまとめ」に対する意見につきまして、「中間とりまとめ」の順番に沿って説明をしてもらうことにいたしますが、ある程度、まとまりごとに区切って適宜、意見交換を行うこととなります。

【中島参事官】 いただいたご意見は、必ずしも、この「中間とりまとめ」のどの部分に該当するかということが明確ではない部分もあったのですが、そこは事務局のほうで適

宜、判断しております。

まず、「はじめに」の整理番号1、2です。先ほどありましたように、公務労協のほうからは慎重の上にも慎重な検討をと。さらに、経済産業省のほうから、これは検討会というよりは事務局に対するコメントかと思いますが、法制化に当たっては各府省等と相談しながら作業を進めてほしいというご意見でございます。

続きまして、「中間とりまとめ」の5ページのところで、「2. 現行制度の問題点」というところで、検討会の「中間とりまとめ」で、在職中に非違行為が発覚した場合との不均衡が生じていることについては、先ほど、国公労連からありましたように、これの是正が必要だという方向性について賛同をいただいているというものでございます。

続きまして、「3. 支給制限・返納の考え方」、性格、法的根拠について、「退職手当が退職後の新生活のための生活転換資金として使われていると考えられる点にも着目して検討を行った」ということに対しまして、整理番号4を、安西先生のほうからいただいております。読み上げさせていただきます。「退職手当の性格として、『退職後の新生活のための生活転換資金』といった機能は事実上ありますが、『生活保障的性格』以上に、この『新生活のための生活転換資金』ということをわざわざここに書かれ強調されますと、民間では退職金は一時金から年金化へと移行している現在、『退職後の新生活のための生活転換資金』といった面は全く考えられておりません。このように書かれますと、『脱サラ事業資金』といったことも含め、多様な意図をもってとられますので削除されるようお願いいたします。以下、随所にこの言葉がでてきますので、すべて同じようにお願いします。

またこの『退職後の新生活のための生活転換資金』という言葉が、現在民間企業では退職金については、『退職時の基本給×係数』方式からポイント制方式への移行（在職中の業績への傾斜）、退職金前払制度への移行（退職後の新生活のための生活転換資金とは全く考え方が違います。松下電器等主要企業が退職金前払制度を導入）等の民間の流れにも反するように思われます」というご意見です。

安西先生は、これ以外の部分にも、「生活転換資金」と書いてあるところについて同じ趣旨のご意見をいただいております。

続きまして、3.（2）の法的根拠までご説明させていただきます。「中間とりまとめ」の7ページ、①のところで、現行の支給制限については、公務員法制上の制裁と解することが適当であるとしたところですが、そこにつきまして、まず、人事院のほうからコメントをいただいております。人事院のコメントは、資料1の2ページに載っております。

す。まず、「『公務員法制上の制裁』の意義如何」とした上で、「退職して公務員の身分を失った者に対して、身分法上の権限を有さない『元任命権者』が『制裁』を成し得るといふ法理論的根拠は何か。

『恩給の受給権が、刑罰における附加刑としての公権剥奪により失われることとされてきたという歴史的経緯とも整合する』という説明があるが、この場合、公権剥奪を行うのが刑事罰の判断を下す裁判所によってなされるのであって、『元』任命権者が返納を命じるのとは全く事情が異なるのではないか。

「また、『制裁』は、一旦確定した退職手当に係る財産権を侵害する意味での『制裁』か。そうすると、懲戒処分との関係をどのように整理するのか。

「特に」ということで、現在の人事院規則との範囲を限定しているとの関係をどう整理するのかと。

さらに、整理番号6番ですが、「民間準拠」ということで、「ア『制裁』を基本とすると、民間企業の退職手当の支給制限・返還問題の論理構成（最高裁判決『勤務中の功労に対する評価が減殺』）とは根本的に異なるが、民間における考え方と違える合理的理由如何」と。

さらに、現在、国家公務員退職手当法の適用になります林野庁職員や特定独法職員、さらには、出向で行く可能性のある非特定独法、これらの職員は労働基準法の対象となりますので、それらの職員に対して退職手当法上の支給制限を課すと矛盾が生じるのではないかといったご意見をいただいております。

それから、「中間とりまとめ」の7ページの③のところですが、公務員法制上の制裁であると解すると、遺族や相続人からの返納を設けることは論理的にあり得ないということに対しまして、安西先生のほうから、ここの部分は、「論理的にあり得ない」と言っているけれども、後ろのほうであり得るような話もあるのだから、表現を少し工夫すべきではないかというコメントをいただいております。

その上で、「中間とりまとめ」の8ページで、死亡について、不当利得的な考え方の説明をした部分に該当するものといまして、安西先生と川出教授からコメントをいただいております。資料1、安西先生の整理番号9ですが、「『この返納制度は、公務員の身分を有することを前提としている現行の懲戒制度とは異なる国家公務員退職手当法独自のものとして整備することが適当であるとする』との点は適切と存じますが、遺族への支給制限や返納との関係で同法上の退職手当の法的性格をどのように考えるかを検討すべきと存じます。

民間企業における退職金は労働契約上の債権であり、民事上の請求権です。そこで懲戒解雇処分を受け、あるいはそれに相当する非違事由があったときは、退職金請求権が不発生となるという請求権の不発生構成ではないかと存じます。したがって、遺族や相続人は、その請求権の承継構成ではないかと存じます。

一方、退職手当法上の退職金は、公務員の任命契約の性質上、労働契約という概念が適用されず、労働の対価という労働契約法の適用はありません。

いわば公務員制度上の支給金であり、民事上の請求権ではないといえますが、また請求権に準ずるものとして構成することもできます。つまり、次の二つの考え方ができるのではないのでしょうか。

①遺族への支給は、遺族等に対する債務（民事上の請求権の行使）ではなく、公務員の在職中の勤務貢献等に対する制度上の給付金で勤務上、非違行為があったときは給付金が不発生となり、給付すべき退職手当というものは成立しないと構成する。

②遺族への支給は、遺族が公務員本人の国に対する退職手当の請求権的地位を承継するもので、本人の請求権が不発生要件に該当する以上、遺族には請求権を行使すべき権利が成立していないといった法的構成も可能ではないかと存じます」ということです。

続きまして、この部分についての、川出教授の、整理番号10番についてご説明させていただきます。

「退職手当の支給制限及び返納の法的な根拠については、退職手当が持つ勤続報償としての性格を前提に、公務員としての規律に違反し、公務に対する国民の信頼を著しく害する行為があった場合には、公務における過去の功績が没却されて報償を与えるに値しないため、退職手当を受け取る地位ないし権利が否定されるという構成が、退職後に懲戒処分相当の事情が発覚した場合の本人からの返納のみならず、遺族への支給制限制度及び相続人からの返納制度を含めて、あらゆる制度を統一的に説明できるという意味で、最も簡明な構成ではないかと思えます。この場合は、行政庁による当該公務員の行為に対する否定的評価を前提として不利益な措置を行っていることとなりますが、個人に対する非難を前提するものではない点で、制裁とは異なります。そのうえで、公務員本人に対する支給制限ないし返納については、『中間とりまとめ』が指摘するとおり、その公務員個人に対する非難を前提とした公務員法制上の制裁という側面もつけ加わると考えればよいのではないかと思えます」ということです。

続きまして、「中間とりまとめ」の8ページ、⑤のところで、退職手当の性格について述

べているところ、賃金の後払い、あるいは生活転換資金といったところについて、国公労連のほうからは、先ほどありましたように、いろいろな性格があるということについてのご賛同をいただいております。一方で、安西先生の整理番号12ですが、先ほどと同じで、生活転換資金を強調するのは民間企業の退職手前払等移行の時代に、退職金論争や労組から、時代逆行の火の手を上げることも懸念されるというコメントをいただいております。

さらに、整理番号13ですけれども、これも人事院のほう、先ほど、制裁ではなく、むしろ勤続報償ということで整理すべきだということと同じ趣旨で、賃金を一部、積み立てて退職時に支払うという意味であれば憲法第29条違反ではないか。「条件付きで退職時に最後にまとめて支払う賃金」を意味するのであれば「勤続報償」とどこが違うのか。勤続報償と賃金の後払いが異なる概念であるとする、退職手当額の何割をそれぞれ占めているのかというコメントをいただいております。

とりあえずここまでご説明させていただいて、事務局のほうから、特にご議論いただきたいのは、安西先生の生活転換資金のところと、「中間とりまとめ」の7ページ、8ページのあたりの法的根拠の整理についてご意見をいただければと思います。

【塩野座長】 どうもありがとうございました。まず、生活資金のことについて、今、事務局からもご紹介がありましたような形で安西先生からの消極的な意見、それから、まさに安西先生が心配しておられますが、公務労協等の職員団体のほうから、むしろ、これが重要なのだというようなご指摘があったところでございます。この点について皆さん方のご意見を、まず承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

【森戸委員】 書き方の問題でもあるのでしょうかけれども、安西先生はおそらく経営者の頭に生活転換資金ということはないという意味で書かれているのかなと思いますが、実際上の機能としては、それは全く否定はできないと思いますので、書きぶりは考えたほうがいいとは思いますが、實際上、清家先生が言うように年金として65歳でもらうものではなくて、転職するたびに、やめるたびに出るものなわけで、民間でも、明らかに生活転換資金の役割はあると思うんですね。なので、それをことさら書くかどうかは別として、否定はできないのではないのかというのが私の感じですが。年金化が進んでいるというのも、これはこう言うっては何ですが、別に最近の話ではなくて昔からなので、特に最近それがどんどん薄れているとは私は思わないのです。そういうところが今の感じですが。

【角委員】 現実の機能として、新生活のための生活転換資金という機能があるのは私も認めます。ただ、こういう、公の文書に生活保障的性格ということが書いてあるならば、

それは生活転換資金という意味も込めた広い意味であるとしておけば、それで足りるのではないかと。確かに、安西先生がおっしゃるように、ことさらに「新生活のための生活転換資金」という言葉を置くというのは、ちょっと剣呑なのかなという気がしないでもないですね。公務員と一般民間企業というものの労働条件をどういうふうにしり合わせるか、清家先生がおっしゃることもよくわかるのですけれども、民間が、ある種、退職金というものの性格をかなりシフトさせているときに、一般の人が見たら、何か逆行しているみたいにと取られてしまうと逆効果かなという気がするのです。書きぶりの問題ですが。

【塩野座長】　ここまで書くかどうかということだとは思いますが、私も、今、角委員がおっしゃったように、機能にも着目するということだと思えます。そういうものであるということは言っていない、制度上ですね。實際上、そういう機能を果たしているのは、私は、四角の中に書くか、下に書くかは別として、それは押さえておくべきだと思います。そういうものを見逃してはいけないと思います。

それとちょっと議論が複雑なのは、今後のこともねらって書くかどうかということで、私は多少、ある種、割り切ったところで、年金制度への移行の問題もあるけれども、この検討会としては現状において、この問題をどう考えるか、退職手当の返納制度をどう考えるかということですので、今後、年金制度のほうに移行するであろうということはあまり考えないほうが良いと思うんです。それをやり出しますと、我々の議論の範囲がどんどん広がっていつてしまいますので、多少そこは残念なところがありますが、我々の検討会の射程範囲ということに議論を絞って、今後のことはあまり考えないということで説明をする以外にないだろうという感じはしております。

そうしますと、生活転換資金といった機能があることは事実なので、それが我々の検討会のアウトプットとしては、どこかの考慮要素に入ってくるところがあるのか、それとも、そういった現実的機能については、もうそれは制度外のことだから、考慮要素に入れないということだと、後のほうの書きぶりがちょっと変わってきます。その辺の問題だと思います。

【柳瀬委員】　考え方のところに出てくるのは、ちょっと抵抗が大きいのかなと。ただ、現実的に、例えば、遺族に返納させるとか、そういうところでそういう機能が発揮されるのだからこういう結論もあるのではないかというふうに出すほうが無難かなと。確かに、生活転換資金としての機能があることはだれも否定しないと思います。だけど、もともと退職金というのはそういうものだという考え方のところに入れてある点が、ちょっと抵抗が

大きくなるかなという気がしています。

【塩野座長】 おっしゃるとおりだと思いますが、それが、後のほうでこれを効かせるために、前のほうのどこかに書いてないと。

【柳瀬委員】 まあ、それは四角の中に入れていいまでも。

【塩野座長】 説明のほうに、こういう機能もあるという点に留意する必要があるということ、先ほど角委員がおっしゃった生活保障の中に入っているということですかね。そのところは、森戸委員、どうですか、裁判の考慮要素の中に、それが今までは全然入っていないと。

【森戸委員】 いや、そんなことはないと思いますけれども、實際上、そういうもののわけですからね。面と向かってそれをわざわざ裁判所が言っていることはないですけど、私が思うに、柳瀬委員とちょっと逆のことを言うのかもしれないですけども、何かの理由づけに出てくるほうが、むしろ重い感じがしないですか。こうだから、こうだという説明に使われるわけですよ。何か、四角に入れるかどうか別として、一般的に退職手当というのはこんなものですよと書いてあって、後ではあんまり出てこないほうが、むしろ、そういうことはないですかね。現実的にはこうだと、しかし、それをことさら重きを置いて報告書とか、今後の制度をつくろうとしたわけではないというのもありかなと。むしろ、この理由がこれですとすると、じゃあ、これがものすごく大事だというふうにならないかなという気もするんですけどね。だから、私は、今、四角の中にはあるけれども、別に後のほうにそんなに、このことだからものすごい提案をしているということはないので、悪くはないのか、四角から出してもいいのですけれども、それくらいの意見です。

【阪田座長代理】 私は角先生と同意見ですけど、生活保障といった、これは退職後の生活保障ですよ。何も業を営まないというか、生計のための活動をしない生活も保障されるのかもしれませんが、新たに何かをやるといったときにそのベースとして使われることも生活保障なのでしょうから、わざわざその生活保障と分けて書く必要があるかと。しかし、特にその機能がどういう意味で重要なのかちょっとよくわからないのですが、どうしても強調する必要があるとすれば、「生活転換資金としての性格その他その生活保障としての」というふうにでも書けばいいと思いますが、何のためにわざわざ、ここで強調といいますか、特記する必要があるのかなというのが余りよくわかりません。

【森戸委員】 そもそもは何のためだったんですかね。

【中島参事官】 経緯から言うと、今回初めて出てきた議論というよりは、もともと、

従来の検討会でもこういったことを言われていまして、そのことを私も事務局としてこの検討会で説明したところ、皆様の中から、その点にご賛同いただけるような意見があったので「中間とりまとめ」の案文に入ってきていると。

【森戸委員】 具体的に後のほうで、退職後の生活転換資金だからと、安西先生が言うほど脱サラ的な意味までは考えていなかったかもしれないですが、だからこうだと効いているわけではないんですかね。

【中島参事官】 死亡にしても遺族にしても、遺族への生活保障的なところは後に効く部分がありますが、この部分は、必ずしも、生活転換資金が後ろで重く効いているということではないと。

【津村補佐】 ただ、生活転換資金というとき、その瞬間に費消されてしまいやすいということになるのだらうと思います。

【中島参事官】 返納させにくいと。

【津村補佐】 だから、既に、その時点で費消してしまうことを前提として渡されているという部分があるのかなというふうに私は思っていたので、むしろ、安西先生の懸念に答えるという意味では、一時金として支払われる限りにおいては生活転換資金とした機能が強いというようなことなのかなと。要するに、年金であれば一遍に使ってしまえということではなくて、さっき森戸先生がおっしゃっていましたがけれども、その瞬間に払われるということであれば、その瞬間に使ってしまえと。

【森戸委員】 その瞬間に使っちゃうから返させるのは悪いという話につながるということですか。

【津村補佐】 そういうことなのかなと思ったんです。

【森戸委員】 ああ、そういうことなのかな。

【阪田座長代理】 その場合の生活保障というのはどういうふうなんですか。

【津村補佐】 生活保障というふうだと、まさに年金に近いような使い方をする場合かと。

【阪田座長代理】 それはえらく狭義の生活保障、狭義の生活転換になっていますね。だから、生活保障を少し広義に考えれば、そんなに厳密に分けなくてもいいと。

【津村補佐】 そういうことなのかもしれないです。

【森戸委員】 そうですね。

【塩野座長】 生活転換資金といった機能を現実に営んでいるということについては特

にご異論はないと思います。こういう点についても留意して検討を行ったというのが、この考え方のところですので、これをどう効かせるかというのは、ちょっと議論を後回しにするようで申しわけないのですが、もう少し後のほうを見て、制度の中がっちり仕組みのような形で書いてあるとすれば問題かもしれませんが、とにかく現実の機能に果たしていることは事実なので、そこから目をそらしてはいけないという注意書きということだと思います。

私は、前のほうの性格ということで、それから、②のところで「また」で補っていますので、②はこのまま生かしておいたほうが良いと思いますが、四角の中をどうするかということによって、皆さんの今のご意見ですと、四角の中は生活保障だけのほうが誤解を招かないということがあるかもしれません。

【内山委員】 第一回配付資料の資料15を見ると、もともとの懇談会の書き方が、「公務員の退職手当の性格と機能」という書き方を、一般的な退職手当ということにしているから、そういう誤解が出たのかもしれませんが。だから、私は別に、この原稿で特に差し支えないのではないかという気がします。

【山本委員】 私の感じとしては、広い意味で生活保障ととらえて、その中に年金ではなくて一時金の形で払われるとするとこういうふうにする人も現にいるという意味だと思いますので、広い意味で生活保障ととらえた上で生活転換資金というものもその中に含まれるということがわかれば、あとはどのように、誤解なきように表現するかという問題だと思います。確かに、生活保障としての性格と、何か全く別のものだという事だとすると、むしろ、退職した公務員はどう使っても基本的には自由なわけですから、別に生活転換資金として使ってもいいし、使わなくてもいいので、生活転換資金のほうが強調され過ぎて誤解を招くのかなと、それくらいの感じですか。

【塩野座長】 では、そういうことにしていただきましょう。四角の中に入れるかどうかは、まだ後から申し上げますような検討の場を設けて議論させていただきたいと思いません。

それから、次の法的な根拠ですけれども、ここは四角のところはやや弁明的なところですが、我々は議論の過程を書いているところですので、それを最後にどうまとめるかというのは実は、残されたところだと思います。そこで、人事院の法律論はまたもう1つ、やるとして、全体の書きぶりとしては、私は川出教授の考え方が割合によくできているなというふうに思いました。両方で説明ができるし、統一的に説明できるし、公務員の場合に

は制裁という、特に現職、在職の場合にはできるということで説明するのも1つの方法かなと思いました。

ア、イ、ウが出てきた理由は、私どもはやはり昔から公務員法制というのが1つ、労働法制とは別のところとしてあるということがありますので、公務員法から来れば、これは懲戒罰の系列として説明せざるを得ないのですけれども、別の観点からすると、こういった功績の没却という説明ももちろん可能です。それを労働法関係ではどうとらえ、公務員法関係ではどうとらえるかというのは、それぞれの場所で説明できるかなというふうな感じも持ちましたが、この点、ちょっと、ドイツのこともありますから、山本委員のご意見を承っておきたいと思えます。

【山本委員】 私はもともと8ページのところにある⑦の意見を基本的には持っていますので、私の意見は川出教授の意見とほぼ同じで、ただ、川出教授は「制裁」という言葉をわりと狭くとらえておられるんですが、私はもう少し広くとらえてもいいのかなと。表現上の問題はありますが、基本的な考え方は同じで、ベースは、公務員が秩序を乱した行為に対する一種の不利益処分であって、それが、死亡後までずっと通用する考え方であると。在職中の場合は、それに加えて、例えば、減給ですと教育的な効果が加わるし、それから、免職であれば、現にある公務員の秩序を回復させる意味があるというふうに、プラスαの機能が加わるということではないかと思えます。

どうも、安西先生のご意見等も踏まえて考えると、こここのところの記述が、ある程度、民間の懲戒制度等にも影響し得るので、やはり民間の制度と連続した説明をしたほうが、いいのかなと思えます。刑罰との連関から考えてしまうと、民間との連続性を、ややつげにくくなるのかなという感じを持っております。

あと、人事院の意見については、7ページの「公務員法制上の制裁」の意義は、今、申し上げたとおりで、公務員の秩序を乱したという評価に基づく一種の不利益処分ではないかと思えますし、次の、なぜ元任命権者が制裁をなし得るかという点に関しては、確かに、教育をするということになれば任命権者が行うのが一番ぴったり来るというのは確かにそのとおりで、なぜこの場合に元任命権者が出てくるかということですが、これはこの場でも出たかと思えますが、やはり、事情を一番よく知っている任命権者が行うのがふさわしいだろうと。例えば、ドイツにおいても、年金の一部減額を行う場合には、やはり最終的に在職したところの任命権者が処分を行うことになっていまして、それは説明がつくのではないかと思えます。

それから、減給に関する人事院規則とか労基法との関係ですが、これは森戸委員のほう
がご専門だから説明されると思いますが、基本的に、ここでは減給処分とのパラレルを考
えているのではなくて、むしろ免職処分等との関係でこの制度をつくらうとしているわけ
なので、あえて減給処分との対応関係を強調されているのは、ここで考えている制度の趣
旨とやや違うのではないかという感じがしました。

今、ドイツの話を出しましたが、ドイツでも年金の減額処分と、それから年金の停止処
分は分かれていて、停止のほうは、いわば免職とパラレルに、それから年金の減額は減給
処分とパラレルに組み立てていて、ここで考えているのは、むしろ、全面的にとめるとい
うほうの話をベースにしている、ただ、それでは過酷なことがあるので一部返納とか、一
部支給制限も考えようという考え方ですので、出発点を減給として考えるのは、ここで議
論していることとは違うのかなという印象を持ちました。

制裁という説明と勤務中の功労に対する評価が減殺という説明は根本的に違うというご
意見ですが、私は、それが根本的に違うという話でもないのではないかという感じがして
おります。あえて言えば、勤務中の功労に対する評価が減殺されるというのは、どのよう
な措置をとることができるのか、あるいは、どの程度、厳しい措置をとることができるの
かということに関する説明で、もともと、措置をとる、返納とか、あるいは支給制限とい
う措置をおよそなぜとることができるのかという説明は、さかのぼっていくと、やはり、
民間の場合であっても、それは懲戒措置とのパラレルで考える。懲戒措置はなぜ行われる
かということ、それは就業規則等に基づいて企業秩序を維持するために行われるというこ
だろーと思います。そうすると、ここで言われている制裁という考え方とそれほどは変わ
らないのではないか。制裁という考え方と勤務中の功労に対する評価が減殺というのは両
立するものであって、排他的なものではないのではないか。

それとの関係で言えば、後で出てくる勤続報償という考え方と、給与の後払いという考
え方で、それがどういう割合なのかという質問がありますが、これも両立するというか、
要するに、複合的にいろいろな根拠、いろいろな機能があるという話であって、切り離し
て考えられるものではないというふうに思います。

【塩野座長】 どうもありがとうございました。森戸委員もこのところは少しは関係
あると思いますが、何か今の点で、特に人事院の三晃社事件についてのコメントとの絡み
も含めてお願いします。

【森戸委員】 そうですね。三晃社の最高裁判決が、民間の制度をすべてあれて説明す

ることになっているわけでもないので、これと違うからおかしいと言われてもというのが正直なところなのですけれども、ただ、背景にはやはり民間の労基法が適用になるところと行き来をする人がいるのだということが頭にあるようで、それは確かに、そういうことはあまり意識していなかったかなと思ったのです。ただ、1つは、そこはある程度割り切って、それは行き来する人はいるかもしれないけれども、公務員というのはそもそもこういう制度でという頭でつくった以上、冷たいようではございますけれども、そこは別途考えてくださいという感じのところもあるというのが1つです。

少し話が変わりますが、山本委員が大体言ってくれたのですが、減給の制裁、労基法の16条とか91条の話というのも、1つは、これは別に民間の話とは違って公務の話として整理したのだからというのが1つの説明で、もう1つは、山本委員が言ったように、民間の規定も労基法91条とかも、減給するなら10%までということを行っているわけで、それ以上重い処分、制裁がないわけではなくて、懲戒解雇とか、その上がもちろんあるわけで、ただ、減給するなら賃金をあまりカットしてはいけませんよという規定なので、制度の整理として、別に減給の話とそろえる必要はないのだろうというふうに私も思いました。

それから、私も川出教授が言っている整理番号10の説明は非常にわかりやすくいいなと思って、山本委員が前に言っていたことと同じなのでしょうけれども、これは、結局、よく不当利得構成と言っているのと違うんですかね。今までの功労はあったのだけれども、何かすごく悪いことをしたらそれはなくなる。そうすると、その権利はもうないですよというのは、いわゆる、ここでよく出ていた不当利得的な説明というのと、私はあまり違わない気がしているんですが、それは同じだと思っていいですか。それとも何かやっぱり違うんですかね。つまり、不当利得というのはその後の話ですけど、処理の話ですが、結局、そもそもこれは本来もらえるべきものではなかったんだよ。だから、もしもらっているのなら返してくださいということを、川出教授も、山本委員の⑦も言っているのかなと思って、それは同じだと思ってはだめですかね。

【山本委員】 両立するだろうと思いますね。

【森戸委員】 両立ということは同じじゃないとおっしゃっているんですか。

【山本委員】 不当利得というと、なぜそれが不当利得になるのかという説明がやはり必要で。

【森戸委員】 ああ、じゃあ、これはなぜ不当利得になるかの説明であると。

【山本委員】　　そういうことだろうと思います。

【森戸委員】　　それであればわかります。だから、報告書は割と制裁を先に出したけれども、むしろ順番は逆にするという話かなと。そのほうがいろいろな配慮は効くかなと、民間ともちゃんとそろえましたしと、説明としては割と受け入れてもらいやすいのかなという印象です。

【阪田座長代理】　山本先生のお考えでは、ここは、7ページの四角の中、アでまず制裁と書いてあり、一方で功績の没却という考え方もあるということですが、アが先にあってもいいと思うのですが、アとイがそんなに截然と識別されるものではなくて、渾然一体としてなされる不利益な措置であるというふうに整理をすればいいということなので、多分、イを先に書かなければいけないということでもないのだろうと思います。というようなことですよ、山本先生のご意見は。

【山本委員】　　はい。

【阪田座長代理】　　全く賛成ですね、私も。

【塩野座長】　　厳密に考えると、今の功績の没却、不当利得というのも、なかなかよくわかりにくいところで、ちょうど私、例の課徴金の議論を思い出します。昔は不当利得は召し上げ、悪いかどうかは別として、とにかくもうけたんだから、それは取りますよと。それが一番徹底しているのが国民生活緊急安定措置法の課徴金制度です。あれは別に悪くも何でもないんだけど、とにかくもうけ分はいただきましょと、そういう整理ですよ。違法性は全然ないんですよ。

【阪田座長代理】　　ある意味、買い占めをやってはいけないということになっているんじゃないですかね。

【塩野座長】　　しかし、それは損もしますよ、もうけませんよという整理なんですよ。それはあまりここで議論してもしょうがないんだけど。だとしますと、この功績の没却や何かでも、じゃあ、どれだけの功績を没却したのかという計算が本当はできていなければいけないんですけど、民間の場合でも、就業規則で半分にするとか、それはやはり、けしからんというのが前提にあって、けしからんからこそ半分で手を打ちましょという話になって、本当の功績没却だったら、では、幾ら迷惑をかけたかとか、そういうことをしなければいけないということもあって、私も今のような皆様のご意見で、両方から説明できるというふうにも思いますので、このア、イ、ウをどうするかという順序については、またもう少し事務局とも相談しながら決めますが、大体こういう形でよろしいですか。

それから、人事院のご意見は大変参考になったのですか、特に労基法の関係などは。ただ、普通の人の動き方と違う動き方をしている人がいます、あっちへ行ったり、こっちへ行ったり。それから現業の方もおられます。そういった、やや、本来の制度と違ったところに置かれている人、あるいは、動き方をする人も全部含めてきちんとした説明ができなければいけないという態度をとるのか、ここは中核部分について説明をして、それと違った点については、それなりに、事務当局において説明をすべきというような整理の仕方もありまして、私は、どちらかというと、こういった制度論を考える場合には、全部について網羅しているような文章よりは、中核部分をとらえて、あとのところについては技術的な整理をするというのが制度のつくり方、あるいは、物事の考え方としていいのではないかと考えておりますので、その点は、先ほど山本委員、あるいは森戸委員の両方が言われたことと共通すると思っておりますので、それはそれで、そういう方向でよろしいですか。

どうもありがとうございました。

【中島参事官】 それでは、これをもとに最終報告に向けてまた案をつくって、さらに議論をしていただきます。

続きまして、「中間とりまとめ」の9ページ、「4. (1) 返納事由の拡大とその範囲」のところからご紹介を続けたいと思います。

整理番号14ですが、人事院のほうからは、功績の没却をなぜ使わないのかというのが、この部分でも来ております。

さらに、次のページですけれども、事例の積み重ねというところで懲戒免職処分相当を決めていくことに対しまして、農水省のほうから判断事例の共有化、データベース化を図るべき。さらに、公務労協のほうからは、先ほどの意見陳述にあったように、厳格に法定すべきというコメントをいただいております。

続きまして、「中間とりまとめ」の11ページ、12ページは特にいただいておりません。次に13ページ、この後に支給制限、一部支給関係のところでもた少しご説明をさせていただきます。

まず、13ページのところ、支給制限制度の中に一部支給をつくるかどうかということについて、公務労協のほうから、まず整理番号17ですが、賛同するという意見をいただいております。整理番号18ですが、人事院のほうから、一部支給制限制度をつくることについて、「懲戒免職処分自体を避けがちな実態がある」という表現について、ちょっと誤解を招きかけないので、「可能性も考えられる」などの表現に変えるべきではないかという

コメントをいただいております。

それから、整理番号19、公務労協のほうから、調整額相当の退職手当の不支給措置を廃止することは必要という賛同のご意見をいただいております。

続きまして、14ページ、15ページ、この部分で幾つかコメントをいただいているところです。ただ、整理番号20から25の部分、これは「考慮要素を列挙し」という部分について、基本的にはできるだけ明記してくれ、明確にしてくれということを言われております。整理番号20、財務省ですが、これは若干、技術的ですがけれども、不支給を原則として一定の割合を支給するのか、全額支給を原則として一定割合を減額して支給するのかということも質問として出ております。整理番号20から25はそういう意味で、同じような明記してくれというコメントです。

それから、整理番号26です。「基準の具体的な要素」ということで、「日ごろの勤務態度、非違行為後の対応を入れたところについて、当局の忞意が入り込む余地が大きいので除外すべき」というコメントをいただいております。

次に整理番号の27から29、「家庭の経済状況等」ということを書き込んだところにつきまして、まず、財務省から、「家庭の範囲はどこか」、それから、職員または元職員のプライバシーの観点から実効性をどうやって担保するのかという質問が来ています。

それから安西先生のほうから、これは文章を読んできたいと思いますが、お手元の資料1の8ページの28番、ここだけ読ませていただきます。「返納制度の設定に関しても『生活転換資金』の『機能も踏まえて』とあり、退職後の消費の点につき『家庭の経済状況』を諸般の事情の中に加えられておりますが、『不当利得』『公務員の性格』『公務員法上の制度』等を理由とする返納制度に、『家庭の経済状況』を加えることは、不相当と思われます。いやそれ以上に国が返納を求める他の不正行為等による返還、返納請求にも『家族の経済状況による返納の縮減』の類推適用すべきとの主張及びいろいろな返納制度に悪影響を与えるのではないのでしょうか。公務員は身内の公務員から不当利得等を返納させるのに『家庭の経済状況』を加味しながら、民間から返納させることについて『家庭の経済状況』を加味しないのは身勝手ではないかといった主張が予想され、あまりに情に流された理論ではないかと思われます」というコメントをいただいております。

一方で整理番号29、公務労協のほうは家庭の経済状況等を考慮するのは当然となっております。

続いて、整理番号30、31の部分については、職務内と職務外の違いについてどう考

えるかという部分につきまして、公務労協は、職務内と職務外で、職務外についてはより慎重に判断する仕組みと。人事院のほうも、「職務と密接なものほど厳しくするという考えを基本とすべき」という趣旨でのコメントをいただいております。

整理番号32のところ、執行猶予について考慮した取り扱いとすることも可能としたことについて、安西先生のほうからご意見をいただいております。これもまた読ませていただきますと、「禁錮以上の刑が確定して……執行猶予が付された場合に一部支給制限とするのは問題と存じます。公務員の不祥事については、地位が高いほどそれぞれの業績等やその後の社会的非難、制裁を考慮して『社会的な制裁も十分受けている』等として、執行猶予が付されたことも多く、『禁錮以上の刑に処せられる』ことは失職事由であり、任命資格事由でもありますから、執行猶予が付されたから退職金の支給制限は一部にとどめるという考え方は全く筋違いではないかと存じます。むしろ、その場合は罪状により、公務外非行で執行猶予が付された場合を考慮することはあっても、公務遂行上の犯罪でありながら執行猶予を付されたから退職金は一部支給するというのでは、またそれが懲戒免職との差があり過ぎると考えるのも問題でしょう。民間企業はもっと厳しく、不支給事由が懲戒処分事由ともとらえており、公務員の場合には禁錮以上の刑に処せられながら執行猶予がついたから一時差し止めていた退職金の一部を支給するというのでは、ここでも『公務員は身内に甘い』という批判を受けるのではないのでしょうか。したがって、『執行猶予と退職金の支給』を絡ませるのは、刑事上の執行猶予制度の運用の点から見ても、単に犯情のみではなく反省の程度、再犯の可能性、被害弁償等諸事情が考慮されます。そこで『反省の程度がよいから執行猶予になった』という場合、それを理由として退職金を支払うということもあり得ることになりますので、これは筋違いに思われます」というコメントです。

執行猶予については財務省から、執行猶予の有無だけではなく、期間の長短も含めて今後、検討を行うのかという質問が来ております。

さらに、整理番号34、公務労協からは、返納の一部支給について、退職後の経過年月、家庭の経済状況等を考慮することについて賛同のコメントが来ております。

以上ですけれども、特にご議論いただきたい点といたしましては、まず、安西先生がおっしゃる家庭の経済状況。整理番号で行きますと28番、家庭の経済状況を考慮するのかどうか、それから人事院の整理番号31、職務と密接なものほど厳しくするという考えを基本にすべきという部分と、整理番号32、安西先生の執行猶予が付されたから一部支給にとどめるという考え方は全く筋違い、この辺を中心にご意見をいただければと思います。

【塩野座長】 それでは、今の事務局の説明を前提といたしましてご議論賜りたいと思います。ただ、意見が寄せられていない部分についてもいろいろ思いつかれた点もあろうかと思しますので、一応、おさらいをしておきたいと思います。

9 ページのところについては大体これでよろしいのかと思いますが、人事院のほうから、ご意見がありますが、ここはこだわらないということで行きたいと思います。

それから、返納事由を拡大する場合の範囲につきまして、11 ページのところについては特にご意見等は寄せられておりませんが、よろしいですか。

それから、支給制限制度の在り方についても、特にご意見は出ていないということでございます。ただ、13 ページのところには……。

【中島参事官】 基本的に賛同をいただくのと、あと、整理番号18のところは表現の問題ですので、特にご異論がなければ。

【塩野座長】 ここは考慮に値すると私も思いますので、修正したいと思います。

一番の問題は14、15 ページのところですね。いかがでしょうか。例の家庭の経済状況。

【森戸委員】 ここは案をまとめるときにも、これを入れるとどうなりますかね、みたいな話をしていたのを思い出して、ああ、やっぱりいろいろ反応があると思ったのですが、安西先生の危惧もよくわかります。民間で、ただ、結構、退職金をどれくらい出すか、出さないかというのは、私の印象では、それなりに柔軟にやっていて、やはりそれは家庭の経済状況みたいなことも考慮はしているだろうと思えます。ただ、確かにここは何の話かとよく考えると、基準を列挙せざるを得ないと言っていて、その下にこういうふうに書いてあると、いわば、法律だか指針だか知らないですが、とにかくこういうことを考慮しなさい、家庭の経済状況と書いてあるということを考えると、民間では別にそんなのを表立って言わないけれども何となくやっていたことを、思い切り書いてしまって、それが今度民間にはねて、こういうのを考慮しなければいけないとなるのは、確かに、まあ何か先を行き過ぎたような印象を与えるのかなという気はしました。だから、実際、こういうことは考慮されているしという話ではなくて、基準として書くかという話と考えると、慎重にはならなければいけないかなと。

この報告書も、別に、そういうことも考慮されるべき要素も含めてみたいなことなので、これを書くとは書いてないのですが、では、どうするかはまだわからないですが、問題はわかったというか、今のところそのような感じです。

【塩野座長】 これは、法制的に検討していくと、どの辺で出てくる概念になりますか。まず、法律レベルではちょっと出にくいと思うんですが。

【津村補佐】 基準をつくるに際して、こういったものについて考慮しなければならないというようなことを書き込むのであれば、その段階で出てくる可能性はあるということです。「次のようなことについて考慮しなければならない」というふうに法律レベルで書くことは可能なので、そういうふうにするのであれば、その法律レベルで項目として何かが出てくると。

【塩野座長】 その次の段階だと？

【津村補佐】 その次の段階であれば、基準をどの程度、政令レベルで書くかということになるかと思いますが、そのときに、「必ず考慮しなければならない事項」ということで掲げるということになるとどうなるかということになるかだと思います。

【塩野座長】 ここが民間のように判例の積み重ねで、相場感がだんだん形成される場合との違いで、こちらのよう場合には、法律はちょっと無理だと思うんですが、政令なんかで決めますと、その段階で決まってしまうんですね。「個別の事案に応じて」という注釈はつくのでしょうかけれども、「要考慮事項として」と一律の表示も出てきてしまう。そこがどうかという問題だとは思いますが。だけど、これはさっきの生活転換資金とやや似たところがあるのですが、実態としては、労使関係ではこういうものも考慮されているのであろうということは言えるのでしょうか？

【森戸委員】 ただ、それがデータでこうなっていると、例えば、安西先生みたいに、有名な経営弁護士の先生に「考慮されていますよね？」と聞いたら「いいえ」と言われてしまうかもしれないのですが、それは裁判例の積み重ねなり、やはり柔軟に、まあ契約内容の話ですね、法律的にも、やっているとは思いますが。家庭の経済状況とかが出てきたのは、おそらく小田急事件などの話が出て、まあ、實際上、3割ぐらい払いましょうという高裁判決が出たときに、いろいろな要素を考慮している感じがしますねと、そこから来た話であると思うんですけれども。だから、それは裁判所が総合的にそういう判断をしたということであって、各労使でそこまで明確に考えているかということ、もうちょっとそれはトーンがダウンするのもかもしれないなと思うんですけれども。

【塩野座長】 公務員法上の考え方からすると、こういう事由を考慮したときに、これが規定に書いてないと、あるいは解釈で読めないと他事考慮になるんですね、そういうことがあってはいけない、要件以外のことを考慮したということになるので。まあ、法律制

度の仕組みのときに、そういうことを考慮することも可能であるというご推奨考慮ではないけれども、事情に応じてそういうことを考慮しても違法ではないということになるような書き方ができるかどうかなのですが、「その他」か「その他の」で読めますか。

【阪田座長代理】 支給制限をするとき、これはまず原則として払わないと、懲戒免職のものは。ただし、一定の事情を考慮して一部を支給することが許されないわけではないというような書き方になり、支給することができるとか、そのときの考慮要素として家庭の事情みたいなものが出てくるのはとても変だという感じがします。やはり、公務員が在職中に、ある程度同じような給料の支給を受けているわけですから、それを遊興や賭博に消費して非常に家庭が貧しいから、少し支払うとか、あなたは蓄えがあるから払わなくてもいいというような話はちょっと妙だという気はします。

だけど、返納せよというときは、ちょっと時間の経過にもよりますが、違うのではないかというような思いがあります。返納せよというのは、「全部または一部の返納を命ずることができる」というふうにおそらく書くのかなと思います。そのときに、多分、法律にそんな家庭の事情ということはあまり書かないのだと思います。いろいろな要素、その全部か一部というのがどこで決まるのかというのは、ちょっと今すぐわからないですが、政令なのか、省令なのか、指針なのか。だけど、そういうレベルで家庭の事情、経済状況が出てくるというのは、そんなにおかしくはないかなというふうな感じはしています。

【森戸委員】 これ、四角の中は、「返納の基準についても一部支給制限制度に準じて」というふうに書いてありますが、そうすると、今の阪田先生のお話だと、実際に法律に書くかどうかは別として、そこはやはり支給制限と返納で基準は實際上、違うのだろうということですかね。

【阪田座長代理】 と思います、運用として違うことはあっても。

【森戸委員】 家庭の経済状況みたいなものは返納のほうには、もしかしたら入ってきてもいいけれども。

【阪田座長代理】 ええ、それ以前に返納をどこまでさせるのかという、これは遺族の問題ではないのですかね、これは本人から。

【中島参事官】 そうです、一般的な。

【阪田座長代理】 本人の場合、本人が生きていても家庭の経済状況というのは要素になるのですか。

【森戸委員】 なるか、ならないか、するか、しないかということなのでしょうけれど

も。

【阪田座長代理】 確かに、安西先生がおっしゃっているのはわからないでもないです。本人がいないときには、いなくても、なお返納させるということを決められたときは、やはり少し、そういうことを考えなければいけないかなというふうに思いますけれども、本人が活着ているのと同じになるかもしれないですね。ちょっと正面からは書きにくいのかなという気がしないでもないですが。やはり、非違の程度がどうかというのがメインであるべきかと。

【塩野座長】 ただ、そこが、この報告書の書き方としては、一部支給制限が可能となるということに抑えて、そしてもう一段、今度、具体的な場合の考慮要素として家庭の状況を考慮するというは、一部支給制限の制度を置いたことの中に含まれているところもあるんですね。本来ならば全部、取りやめになってしまう。しかし、こういう事情があると一部支給制限だと。そうすると、一部支給制限のときに、ほかに何かどういう事情を具体的に考慮するかということになるわけで、非常に悪い不祥事の場合はもともと全額支給されないわけですから、一部支給制限するときには何か宥恕すべき理由があるということだろうと思うんです。

確かに家庭の状況についてはなかなか文章には書きにくいところなのだけれども、具体的な運用のときに、それを、先ほどの繰り返しになって申しわけありませんが、他事考慮ということになるのか、およそ考えてはいけないことなのか、民間の人も関連して考えることもあり得るというようなところに書くかですね。確かに法令上の中ではちょっと出にくい言葉だと思いますね。特段の事情という形で具体的な場合には整理することになるだろうとは思いますがね。この検討会としては、「およそ」という書き方になりますけれども、家庭の事情ということについて「およそ考えてはいけない」というふうにするのか、場合によってはということもあり得るのではないかという形でおさめる。考慮要素の中に入ることもあり得るというニュアンスを残しておいたほうが、一部支給制限という制度をつくった以上はいいのではないかというふうに僕は思います。

【内山委員】 今までのお話を聞いていますと、もともとここでの議論というのは、退職手当の性格をよく踏まえた上での議論をしましょうという前提ですので、こういった退職手当の性格ということが反映されるような表現というのは、別に不自然なことではないと思います。ただ、改めて見ますと、②の「このほか」以下は実は要らなかったのではと思います。といいますのは、15ページの⑤に「一部返納制度についても一部支給制限制

度に準じて……、ただし、当該基準の設定に当たっては、退職後の経過年月、家庭の経済状況等、諸般事情を踏まえるべきだ」という表現が入っていますので、少し②が屋上屋を重ねたような記載になっていたのかなという気がするのです。ですから、修正しておいたほうが安西先生のご指摘等に関する懸念は払拭できるのかなと思います。

あと、⑤の表現です。お話をお伺いしますと、当該基準の設定と運用の世界の話が、設定よりむしろ、運用に当たってをより強調するようなニュアンスなのかなという気がします。すべてが運用ではないんですがね。

【塩野座長】 やや不正確な書き方だったかもしれませんが、「当該基準設定に当たっては、こういったことの運用も可能なように」というのが私の趣旨です。

【角委員】 今回の内山委員のご発言に関連して、そうすると、この②、いわゆる、一部支給制限と一部返納制度という場合の考慮要素というのは、先ほど阪田委員がおっしゃったように、払うときには、もうやったことがどれだけかという本人の対応だけで決めます。返させるときは、やっぱり5年もたって期限ぎりぎり、子供が入院しちゃってというときは、少しは勘弁してあげましょうと。そこで考慮要素は違ってくるという立場で書くわけですね。そうすると、②の場合は、もう「このほか」以下は全部削除するということは、本人だけ見て、払う場合は考えるけれども、返させる場合には、やはり時間の経過というものがあるから事情が変わったということも考慮しますと。そこで考慮要素は違ってくべきだというふうに考えるのでしょうか。そこが問題ということなのでしょうけれども。

そうだとすると、現実の運用では、家庭の状況というのを、返させる場合も、払わない場合も入れたとしても重さというのは違ってくると思うんですけども、何となく私は、払わないときは、やはり、やったことのバランスだけ、本人だけを見るほうがよいのかなと。何か冷たいかなと思うんですけど、家庭の状況という、やはりすごく甘いなというふうに。

【阪田座長代理】 今は建前として家庭の事情は関係なく懲戒免職をしているわけだし、一銭も出ないわけですから。何か困っている人に少し出してやろうということにするのかというような感じはあると思います。

【塩野座長】 家庭の経済状況等というのは、ここで初めて出てきたんですね。

【中島参事官】 そうですね。

【塩野座長】 だから、皆さんのご意見を拝聴しますと、②のところを全部取るか、あるいは、家庭の状況、ここはやめまして、要するに、退職手当独自の観点、ここは入れて

おいていいと思います。そこで、⑤のほうでは、本当にいろいろなことがあり得るということで「諸般の事情」と。諸般の事情の中にこういうものを入れるかどうか、少なくとも、退職後の経過年月、これは入ってもいいと思うんですけどね。そういうことで、既に我々の議論の中でも、一部返納の場合には諸般の事情をもっとよく考慮してくださいということがここに出ていますので。そうすると、②のほうで諸般の事由が全部入るのでは、何のために⑤を置いたのかという内山委員の今のご指摘にもなりますので、②のほうを少し、退職手当独自の観点ということを書いて、家庭の事情、経済状況までも要らないかもしれませんね。そういう方向でちょっと考えさせていただきます。どうもありがとうございました。

【森戸委員】 結局、家庭の経済状況というのは、②からも⑤からも……。

【塩野座長】 いえいえ、⑤のほうで入れるかどうかはちょっとまだ。

②のところ、実際問題としてどうですかね、支給制限をするときに、「あなた、子供は何人いる？」とか。返納のときには、こんな理由で困っていますよということを書いてくるのですが、一部支給制限のときに、自分のほうから、「実は、子供がまだ大学に入っておりませんので」というのを言わせると。

【森戸委員】 だから、そういうイメージではなかったんですね。むしろ、労使の何かあうんの呼吸的な。確かにでも、基準としては子供が何人なの、苦しいのというのは、いかにも違うので。なかなかやはり、そういう世界を基準にしようというのは難しかったのかなと思うので、私は、その家庭の経済状況というのを②から、この言葉だけ削ってしまえばいいのかなと、②については思うんです。退職手当独自の観点から、生活保障とかがあるので。

ただ、ここは検討事項ですが、⑤のほうでどうするかという話で、もしこっちに残すと、さっき阪田代理とか内山委員がおっしゃったみたいに、返納のほうは家庭の経済状況をむしろ積極的に考慮しろという立場を出すということになるので、それはそれで多分議論しなければいけないとは思いますが。

【塩野座長】 ただ、積極的ということではなくて、相手が言ってきたことを考慮するか、どうかということ。

【森戸委員】 だけど、やはり書いてあると、さっきの話ですが、それはそれなりに重みを持つかなと思ひまして。

【塩野座長】 考慮要素としてあるよということは、この検討会の検討結果として、こ

れで、法制的にどうするかというのは、家庭の状況というのはなかなか入りにくいので、その他の特別の事情というふうな形でいいと思います。そのときに、家庭の事情というのはどうかということについて、これは検討会の記録を見ると、これも入れることもあり得ると、そういうふうな引用もあるということで書いてあるなど。一種の参照的な文献にはなると思う。

【山本委員】 私も表現の問題かと思いますが、②のところ、あるいは四角の中のところの表現がやや強かったのかもしれない。つまり、②ですと、「まず考えられる。このほか、これも含めるべきであると考えられる」というふうに、最初に書いてあることと同じようなウエートで書いてあるように誤解される可能性がありますし、その四角の中も、これを加える必要があるとまで書いてしまうとちょっと強くて、先ほどから塩野先生が言われているように、よほど過酷な場合にはそれを考慮する余地も残すという程度だと思いますので、そういうニュアンスは、法制上は、正面には出てこないということではないかと思いますが。

【阪田座長代理】 この執行猶予のところ、安西先生のご意見が来て、私もちょっと今、どうかなあと思っているのですが、執行猶予が付いても今は全額返納だと。これを一部でいいというふうにとどめるという考え方は、懲戒免職相当で返納させる場合に全額なのか、一部支給なのかという基準との関係がなかなかうまく整理し切れていないのではないかと、いうふうに思うのです。だから、執行猶予が刑事法制上どういう意味があるのかというのは必ずしも理論が一致しないというところもあると思いますが、今の制度を、執行制度が付いたからといって少し返納額を減額するというように変えたらどうかという提言には少し疑問があるなということでもあります。

【塩野座長】 今回の執行猶予の点については、理屈としては川出教授の意見では、これはあり得ると、そうですね？

【中島参事官】 川出教授は、ここについては特にコメントはいただいてなくて、もともとも、非違の程度によって違うと。安西先生のご意見にあるような、地位の高い人の、執行猶予が一部支給になるとは全く念頭に置いていなかったもので、書き方が、これだと確かに変な誤解を招いて、実際に念頭に置いているのはむしろ、交通事故の過失犯みたいな、故意のない、ごくごく限られたケース程度の話ではあるんですが、それも含めてどう書くか、それも必要ないということであれば……。

【角委員】 全部ではないですけど、ちょっと今、過失犯に対してかなり厳罰化の傾向

が強いと思っている感じがするので、故意犯の場合とで、身分を剥奪されるのは同じでいいとしても、どこかで少し差を、せつかく一部不支給という制度を入れるのだったら、こういう禁錮刑の場合についても差を出せるという余地のある制度をつくっておくのがいいのではないかというふうには思います。安西先生はかなり誤解をなさって、執行猶予がついたときには、全部、一部支給にあるというご理解で、コメントを書いているように思いますけど。それはどうなのでしょう。民間企業で、例えば、業務上過失で交通事故をやったときには。

【森戸委員】 私も考慮の一要素だということを書こうとしたけれども、何か強くとられたのかなと思ったのですが、民間でもっと厳しく、これは民間は場合によっては考慮するかもしれないし、しないかもしれないとしか言いようがないのかなと思って、あまり考えたことがなかったのですが。起訴休職されていて、何か有罪になったから解雇というときに、だから、執行猶予が付いたか、つかないかというより、どういう重さの処分だったかということは当然考慮しているはずで、民間で絶対に考慮しないということは多分ないと思うんですけどね。

【柳瀬委員】 安西先生は、僕もちょっと誤解なのではないかなと。執行猶予が付いたら必ず減額するというふうにとると、こういう意見は出てくるのだけれども、いろいろな要素の中に執行猶予が付いたら、それも考慮に入れるんだよというのがこのもともとの意見で、例えば、同じ懲役3年と付いた人と、懲役3年・執行猶予5年と付いた人の中でいろいろな考慮要素が働いて執行猶予が付いたのだから、一部支給制限についても考えるというのは何の不思議もないので。安西先生は、執行猶予が付いたら必ず一部支給制限に考慮要素として加わってくるのだから、それはおかしいと言っているにすぎないのではないかという気がします。安西先生の文章もどうもそのように読めるのだけれども、全体のところを考えれば、執行猶予だけでここまで反対を受けるようなものではないような気が少しします。

【山本委員】 安西先生も、「罪状により公務外非行で執行猶予が付された場合は考慮することがあっても」という言い方をされています。こちらで意図していたのは、まさにこのあたりのところ。だから、執行猶予でも、例えば、公務外非行の場合とか、あるいは、かなり例外的な場合なのでしょうけれども、組織的な決定について一部の職員が有罪になる場合とか。

【森戸委員】 それこそ身内に甘いと言われるのでは。

【山本委員】　そこは議論があると思いますが。罪状というか、犯罪によって執行猶予を考慮するという事ではないかと思えます。

【森戸委員】　安西先生は、誤解というか、全体として民間への波及効果をすごく気にしていらっしゃるので、そういったご指摘も意識はしなければいけないのだと思えますが。

【塩野座長】　そうですね。だから、ここは注意深く書いたほうが良いと思えますので、こういう誤解を招く恐れのないように。だけど、カテゴリーとして一切考慮しないということになると、逆に、何で、せつかく執行猶予を付けたのに、こちらのほうは何の考慮もしていないというのも、また法制度としては平仄が合わないところもありますので、ここは書きぶりを注意することにいたしましょう。

【中島参事官】　今、言われている職務と密接なものほど厳しくするという、この辺は特に……。

【塩野座長】　それは、ここでも時々議論がありましたが、むしろ、職務外のほうがありましたので、友達の歓迎会で飲酒運転で帰ってきて飲んじゃって、そのときに交通事故を起こしたというのは、それこそけしからんという国民の視点もありますので、そこはあまり厳しく区別しないほうが良いと思えます。

【中島参事官】　続きまして、「中間とりまとめ」の16ページ、17ページ、死亡のところのコメントをご紹介します。整理番号の35、36は、これは人事院、厚労省とも同じコメントでございます、16ページのウのところですが、原文で「民間企業の就業規則は、本人との労働契約の内容を規定するものであり、遺族や相続人についてまで拘束する規定を置くことは考えられないこと」ということを書きましたところ、両者から、就業規則の法的性格論で、遺族への退職手当の不支給・返納の是非を判断するのは適当ではないと。そもそも、遺族や相続人について支給を制限すること、または返納を求めることはできないという意味だとすると事実誤認であるというような、就業規則上、遺族や相続人に対する返還なり、払わないという規定を書くこともあり得るというご意見をいただいております。

それから、「中間とりまとめ」の17ページ、整理番号の37、38、相続人からの返納について慎重にすべきということは、先ほど各職員団体がこの場で言ったとおりでございます。

整理番号39、川出先生から死亡の部分についてご意見をいただいております。これは読ませていただきます。「現行法上は、公務員が在職中に死亡した場合には、遺族が退職手

当を受け取る直接の主体となっています。しかし、この場合の退職手当の性格を専ら遺族の生活保障と捉える考え方をとるのであればともかく、そうでないとすれば、その実質は、死亡した公務員が本来持っていた退職手当を受け取る地位ないし権利が引き継がれていると見るべきだと思われます。そうだとすれば、退職手当の支給制限の法的根拠についての上記の理解によれば、死亡した公務員に非違行為があった場合に、遺族への支給制限を行うという制度を設けることは十分に説明可能です。前述したとおり、それは非難を前提としたものではありませんので、非違行為に責任のない遺族が対象となっても何らおかしはありません。そのうえで、退職手当が支給された後に本人が死亡した場合に、相続人に返納を求めることができるかについては、本人が生きていればその退職手当を返納させることができる事情があったのであれば、相続人は、本来、それに見合う金銭を相続できなかったわけですから、その返納を求めることも、理論的には問題はないと思われます。もっとも、『中間とりまとめ』が指摘しているとおおり、その実施に当たってはさまざまな問題が生じる可能性があります、それは実際の適用場面において考慮すべき事柄であり、それゆえに返納制度自体を否定することは、遺族に対する支給制限と不均衡であるとの批判を免れがたいと思われます」。

続きまして、整理番号の40、金融庁からは自主的な判断を委ねることについては公平性、納得性を担保する観点から制度を明確化することが必要であるというコメントをいただいております。

【塩野座長】 ここはきょうの職員団体のほうからもなかなか特に相続人等の返納については、まだいろいろ悩ましいところがあるという指摘がありました。2つありまして、1つは民間にこういった返納制度は、あり得るか、あり得ないかというような議論のときがありますので、ここは最初に整理した上で質疑に入りたいと思いますが、森戸委員、人事院、それから厚労省の意見についてはどうですか。

【森戸委員】 整理番号の35に書いてあるような、本人が死亡した場合にはこの人に払うというのは、それはそういう規定はあるでしょうし、別に、意図としては、拘束する規定を置くことは考えられないと、書きぶりの問題ですかね。別に、遺族や相続人、こここの人事院のコメントにあるような例のことを言っていたのではなくて、そもそも遺族や相続人を当事者として拘束するような規定は普通あまりないですよという意味で書いたので、ちょっと表現を変えればいいのではないかと思います。就業規則自体が何か関係ない人まで拘束するものではないことは、基本的にはそうだと思いますので。ただ、死亡した

場合はこういう人に払いますという規定、それはあるでしょうし、そこを否定したつもりではなかったので、表現を変えればいいのではないかと思います。

【塩野座長】 その表現ぶりを考えていただけますか。労働法との関係がありますので。

【森戸委員】 はい。

【塩野座長】 そこで、遺族への支給制限及び相続人からの返納で、これはもう前から議論があつて、「中間とりまとめ」でも2つの意見が並べてあつたところでした、一番悩ましいところです。座長の立場から申しますと、最後の報告書、これは一本にまとめていただきたい。なかなか悩ましいので2つあるというのでは残念なことだと思いますので、議論を尽くした上でまとめられるものはまとめたいと思っておりますので、忌憚のないご意見を伺いたいと思います。

私も、理屈としては、区別するのはなかなか困難であるというふうに私は思います。けれども、実行上、これをやるということが現時点での適切な判断かどうかについては、いろいろ意見はあるというふうに思いますが、いかがでしょうか。理論上、分けられるということであれば、今のうちに言うておいてください。

【山本委員】 確かに、これは刑事制裁と同じように人格に対する非難だという大上段の議論をすれば、もうそれだけで結着がついてしまうのですが、どうも、民間等との関係を考えて、そういう議論は出しにくいので、理論上はあり得るということではないかと思ひます。あとは、それが執行上、本当にできるのかどうかで、川出教授のところにありますように、全然それを設けないと遺族に対する支給制限と返納との間のアンバランスがあるというのは確かにそのとおりだと思います。もう1つは、執行が困難だとすると、遺族間で、この人に対しては返納命令が出るけれども、この人に対しては出ない。そのところの基準というか、要するに、執行がばらばらになると、その間の不公平感が出てくる可能性があるのではないかということが気になります。だから、論理的には確かに返納というのはあり得ると思ひますけれども、現実の執行上の困難等があり、あるいは、考慮事項が非常に多岐にわたることになると、執行を行う場合の公平の問題が出てくるのかなという気がします。だから、そこをどう考えるかということではないかと思ひます。

これは私が前にちょっと申し上げて、ただ、全く論理的な話ではないのであまり自信がないという形で申し上げたのですが、例えば、非違行為によって死亡した場合とか、それから、もう払ってしまつてはいるのだけれども、本人が生きている間に返納命令のための

手続きが進んでいると、ところが、その間に本人が死んでしまったという、そのあたりまでは、17ページの③のところに書かれている「執行が困難」というのは、ある程度は対処できるのではないかと思います。

例えば、相続がもう終わってしまっていて、相続人がどこに行ったのかわからないという事態も、手続きが進んでいる状態であれば、そこはつかんでおくとか、場合によっては、仮の返納命令をかけてしまうといったようなやり方もあり得ると思うので、あるいは、手続きが既に本人が生存中に進行している場合は手続きを続行するくらいの線もあり得るかなと。ただ、技術的に詰めていくと、それで本当にうまくいくのかわからないのですが、1つの線としては考えられるかなと思いました。

【塩野座長】 この点は、柳瀬委員はもともと民間的な感覚で言えば、やろうと思えばやれるじゃないかと。

【柳瀬委員】 これでできないとなったら、相続人が請求権を相続しないのと同じになってしまうわけで、基本的にはできるのだろうと。ただ、考慮要素をいろいろ考えて返還させない場合もあると書くのはいいのだけれども、死んだらもう返さなくてもいいよという、それを原則とするというのには賛成できないと思っているだけで、いろいろな考慮要素で、こういう場合は返還させなくてもいいという制度をつくること自体、それは別の問題じゃないかと。どこでバランスをとるかというのと、やっぱり、バランスとしては、死亡しているか、死亡していないかで分けるべきではないのではないかと気がしています。そういうこともあるから時効の問題もつくるのだろうし、考慮要素もいろいろつくるわけだから、そこでクリアにできるのではないかと。

それから、執行の問題まで言ってしまうと、かなり難しくなってしまうよと、制度をつくる上で。これは執行できるのか、執行できないのかというのと、現実には、例えば、隠す場合もあるし、我々実務家から見れば、いろいろな問題があるので、現実に見えていたら執行がやりやすいというわけでも何でもないので、それはちょっと入れるのは難しいのかなという気はしています。

【塩野座長】 今の執行上の話、もう一度して大変申しわけないのですが、現実には返納命令を出すときに、相続がもう開始されているというときには、要するに、相続財産があるわけですね。制度の仕組みとしては、そこでもう決まってくるので、相続財産を目掛けて返納命令を出す。具体的には、だから、按分といいますか、等分に返納命令を出すということはあり得ますか。あとは内部処理の問題で、相続は……。

【柳瀬委員】 その相続財産というのは、その相続された財産だけというのを切り離してという意味ですか。

【塩野座長】 はい。

【柳瀬委員】 それはちょっとできないでしょう。相続されたら一体化してしまうわけだから。

【塩野座長】 一体化するんですけれども、これは非常に人為的につくる制度ですから、要するに、一種の共同相続みたいな、この部分は共同相続だというふうに我々は思うと。しかし、あなた方がそれをどういうふうに配分するかは別問題だというふうにはできないですか。

【角委員】 そうやって、共同相続人が並ぶと、もう連帯債務みたいな形で。

【塩野座長】 そういうものでもやらないと、実際は大変だと思うんですね。それぞれの相続分を、それこそ大変じゃないですかね。

【角委員】 いや、それは大変です。

【柳瀬委員】 それは大変なのだけれども、実際は難しいと思います。

【塩野座長】 いや、難しいと、だから、私は、実際上、相続人が、あなたは退職手当のこの部分を相続したでしょうというふうに一々考えるのは大変難しいということになれば、返納命令の制度は難しいということになると。

【柳瀬委員】 いやいや、そうじゃなくて、難しいという意味は、退職金を相続したと。それを目指してという制度、それだけを目指してという制度をつくるのは難しいでしょう。相続人の財産を目指してということになるので、相続というのはもともとそういうものですから一体化してしまうでしょう。だから、明確に相続したものだけというわけではないでしょう。要するに、金額で掲げられるという設定になるのではないですかという意味です。

【塩野座長】 そのときに相続人が複数あるときに、あなたは幾ら、あなたは幾らということを決める。外側から見るとなかなか難しいと。

【柳瀬委員】 いや、それは相続の一般論の話で、持ち分割合、相続分割合で決まってくる。

【塩野座長】 いえいえ、具体的には話し合いで随分違いますよね。

【角委員】 いや、金銭債権、債務は法定相続分で割れますから、遺言で相続分が変わっていなければ。逆に言えば、1人が全部もらった形で遺産分割が終わったとしても、金

銭債権、債務は全部、割られますから。

【柳瀬委員】 1人ずつに行っちゃう。

【角委員】 ですから、逆に言えば、お兄ちゃんが1億円もらったのに、僕は100万円の判子代だけだったというのに、後で返納命令をかけられると、退職金が、兄弟2人だったら、例えば、2,000万円、2,000万円で返せと言われると、相続人は国にそれだけ返さなくていけない、あとは相続人の中でまた考えてねという話になっちゃうのです。まさに、塩野先生がおっしゃったように、共同相続人が複数いる場合に、連帯債務の形で「返納せよ」と言えたら、これは非常にいいのですが、もしもそれをやると日本の相続法制に真正面からぶつかる法律をつくることになりますから、そうすると、今度また、遺族から返させる理屈をもう1つ考えなければいけない。退職金請求権の返還債務の相続という形だけでは相続財産に目掛けてとか、連帯債務の形で返せということの説明はできないですね。

【塩野座長】 私もそこは難しいと思いますね。ただ、金銭債務の場合にはあれなんですか、当分に分けると、そういうルールがあるんですか。

【角委員】 分けるというか、分かれてしまう。

【柳瀬委員】 分かれてしまう。

【塩野座長】 途端に？

【角委員】 途端に。というのが判例です。

【柳瀬委員】 遺産分割では実際に違いますよ。協議の中で現金を多く取ったり、不動産を取ったりする人がいますが、理論的にはもう分かれてしまう。

【塩野座長】 等分に分かれてしまうんですか。

【柳瀬委員】 相続分に応じて。

【角委員】 金銭債権・債務についてはと。

【塩野座長】 ああ、そうなんですか。それは全然現実と違いますよね。この部分はこれ、この部分はこれとやって、それでやっている。

【柳瀬委員】 いや、だから実際には、執行という段階で取り上げるという段階になって、我々弁護士立場から見ると、ある人のところに取りに行くんです。ない人のところには、むだだから行かない。ある人を目掛けていくわけです。後で取られた人が他の人から取り返すのは彼らの問題でしょうというやり方になるんですよ。

【塩野座長】 ある人のところに全額要求するんですか。

【柳瀬委員】 全額、要求しますね。

【角委員】 それはできるんですか。

【柳瀬委員】 執行上はそうですよ。

【角委員】 でも、判決は割った形で判決が出るんじゃないですか。

【柳瀬委員】 いや、連帯して払えと出ますよ、それは。

【角委員】 そうですか。

【塩野座長】 そうなんですかね、何で連帯するんですかね。

【柳瀬委員】 だって、相続するでしょう。例えば、一定の財産を全員相続して、その金銭が、退職金という名で金額が置いてあるわけじゃないですか。現金・預金となって出てくるわけじゃないですか。

【角委員】 もちろん。

【柳瀬委員】 どの部分はだれが相続したかなんてわからないじゃないですか。

【塩野座長】 それはそうですけれども、金額としてはわかりますね。

【柳瀬委員】 それは、お金はわかる、幾ら相続したかがわかるだけでしょう。だから、取れる人から取ればいいじゃないですか。

【塩野座長】 いや、取れる人から取るというか、その人がどれだけ取ったかということですよ。

【柳瀬委員】 例えば、遺産分割で、今、先生がおっしゃっていることは、1億の財産を相続したと。それで、そのうち家が5,000万円で現金が5,000万円だと。そうすると、現金をもらった人からしか取れないということになるのかと、こういう話ですか。

【塩野座長】 そういうことです。

【柳瀬委員】 そんなことはないと思いますけどね。

【塩野座長】 いや、だから、いろいろなことがありますけれども、不動産部分はおまえが取、現金はと。

【柳瀬委員】 そうそう、遺産分割してね。

【塩野座長】 遺産分割で。それで、一番単純な話で、遺産分割して、現金は退職手当しかありませんというときに、じゃあ、あなたは退職手当で……。

【柳瀬委員】 そうすると家をもった人には請求できないということになるのかという問題ですよ。

【角委員】 それはないです。

【柳瀬委員】 それはないですよと言っているんです。

【塩野座長】 ないという意味は……。

【柳瀬委員】 それはその人からでも取れますよと。遺産を相続したわけだから、その遺産の中に退職金が含まれていたのだから、その分け方がどうであろうと、家をもらった人は退職金をもらっていないはずだから、昔からあった家をもらったわけだから、私は退職金の請求は受けませんよということはないでしょうと。

【塩野座長】 それはなぜそうなんですかね。

【内山委員】 まあ、相続財産というのは包括的な概念だから。

【柳瀬委員】 そうそう。

【内山委員】 それを物理的に不動産だ、動産だ、株とか、実際の配分をどういうふうにするかという手段の問題であって、手段で規定されてくるということではないと。

【角委員】 そうだけど、金銭債務・債権は割れませんか、相続と同時に。

【柳瀬委員】 いや、抽象的にそうなんですよ、金銭債務だから分割できるんだけど、塩野先生が言っているのは、要するに、現実には遺産分割して財産を取ったり、不動産を取ったりする人がいるでしょうと。そのときに退職金をもらった人に、その退職金を目指して執行できるようにできるかと、それはできないのではないですかという話です。

【角委員】 もちろん、それはそうなんですけれども。金銭債務、割れませんか、自動的に。

【柳瀬委員】 自動的に相続しちゃうと？

【角委員】 そのはずなんですけど。

【津村補佐】 柳瀬先生と角先生は、要するに、5,000万円の退職金が家に化けましたと。その家しか遺産はありません。兄弟のうちの1人だけがその家を相続しましたというときに、その5,000万円を2人の兄弟の両方に2,500万円ずつ要求することになるというのが、そうなるはずだけれども、要するに、家を取った人だけに対して5,000万円を取りにいかれるかといったら、法律上はできないのではないですかということ角先生はおっしゃっていて、柳瀬先生は、それは実務上は5,000万円、取りにいかれるのだということをおっしゃっているということですよ。

【柳瀬委員】 例えば、今のケースで言うと、家を相続した人が、相続後、5年を時効とすると、5年以内に売ってしまったと。そうすると、もう取れないと考えるのか、他の人はもともとの財産を持っていた。だけど相続人である。その人は遺産分割のときは一銭

ももらわなかったという場合のケースを考えれば、相続人である以上は、相続債務を承継したわけだから、返還債務を承継したんだから、返還債務はみんなで払う義務があるということ、そうでしょうと言っているわけで、何を相続したかではなくて、相続したのは返還すべき債務なんですよ。負債を相続したんですよ。だから、負債の相続に応じてやるのでしょと。

【塩野座長】 その説明のほうがわかりやすいですね。

【柳瀬委員】 そうじゃないですか、角委員？

【角委員】 そうですね。

【塩野座長】 今の場合は債務を相続するので。

【柳瀬委員】 ここに川出教授も書いているように、相続人は、本来もらうべきではない退職金をもらっちゃったわけだから、その返還債務を請求したんだから返すのは当たり前でしょうと、こう言っているだけでしょ、それと同じだと思いますよ。

【塩野座長】 ああ、そうなんですね。だんだんわかってきました。

【内山委員】 例えば、そのとき、非常にこれは極端なケースだけれども、公務員だった方が退職金をもらって、その時点で自分の何らかの残債務を清算してしまい相続財産はもうゼロとなり、一応、本人死亡したことに伴って相続的な手続きは行ったとしても、相続人は一切、財産承継はなかった。その場合においても返還債務というのを承継すべきであるとお考えになるのか。

【柳瀬委員】 そうそう。返還債務というのはそういうものだろうと。

【内山委員】 なるほど。そこまで求めるのですか。

【柳瀬委員】 要するに、財産がなくても返還債務は、財産ゼロの人でも返還債務は相続するわけですよ。それで放棄という手続きを認めているわけだから、財産を受け取った以上、返還すべきは、逆に言うと当然なので、もらっちゃった場合を考えれば。

【内山委員】 それは現実的に相続した財産が返還債務の担保として存在するか、しないかということは別問題ということで、切り離して考えましょうということですか。

【柳瀬委員】 いや、そういう立法論は、例えば、不当利得なんかがありますよね、一部返さないでいいような場合、使ってしまったとか、生活の糧になっている場合とか、いろいろなものがあります。そういうものは別として、一般論で言えばそうだと思います。

【塩野座長】 そうすると、前に時々出ていた、角委員のほうで相続の場合、いろいろ難しいというお話と今の柳瀬委員のお話とで。

【角委員】 私は、金銭債権、債務は割れると思っていたので非常に面倒くさくなるという話なので。

【柳瀬委員】 ああ、角先生は割れるから、1人ずつから、5人いたら5人から取らなきゃいけないと思っていたからという意味ですか。

【角委員】 そうです。

【柳瀬委員】 遺産分割したらどうなるんですか。

【角委員】 いや、それは遺産分割とは全く関係なく、金銭債権・債務の場合は、精算という手続きを経ずに分割ができちゃうから、少なくとも、債務者の対外的な関係としては。なので、日本の相続制度は非常に非合理だというふうに私は理解をしていたのですが。

【柳瀬委員】 そうではないのではないかな。遺産分割で、さっき言った5,000万円の家と5,000万円があったと考えたら。

【角委員】 いや、もちろん、だから内部関係と外部関係というのが、それは、相続はもちろんそうですけど。

【柳瀬委員】 例えば5人いて、家が5,000万円あって、現金・預金が5,000万円あったら、もうそっちの金銭債権だから、それは5人だから5,000万円ずつ分けられたから1,000万円しか請求できないと、そういう考え方になるわけですか？

【角委員】 だから、銀行は困ってしまうわけです。もちろん、現実には1人に払えばいいというふうな実務にしていますが、昔は雁首そろえてやってこいという話でしたし、もしも、そうだとしたら、分割が終わるまで、一切その債権には手が出せないということになります。

【柳瀬委員】 いやいや、そうではなくて、要するに請求権の問題だから、分割が終わる前だって裁判は起こせるわけでしょう。

【角委員】 だから、その場合に、どういう形で訴訟を起こすかですね。

【柳瀬委員】 それは連帯して払えという訴訟を起こすだけです、それは。

【角委員】 そこですね。

【柳瀬委員】 現実には1人ずつ払えという裁判は絶対に起こさないですよ。銀行が裁判を起こすと、被相続人に対して5,000万円の貸し金があるから、相続した連中は全部払えと、5,000万円を連帯して払えという裁判を起こす。

【角委員】 そうすると、銀行にしては責任財産が逆に言えば、増えるわけですね。

【柳瀬委員】 責任財産が増える？

【角委員】 単純承認した場合は。

【柳瀬委員】 そうそう、増える。そうですね、金持ちが相続する場合もあるわけだから、それは十分考えられる。

【塩野座長】 今のお話との関係で申しますと、柳瀬委員の場合には、考慮要素のところで何か考えられるかということだと思います。他方、前から出ている議論としては、阪田代理もそういうことをかなり強く言っておられたことがありますけれども、支給制限、あるいは不支給ということと、それから一遍与えたものを今度はもう一度返納させるときには、いろいろな影響とか、あるいは、実務的になかなか難しいところもあるのではないかと、ということで何か理屈があるかどうかということで議論をしていたところで、ここは、場合によっては最後は決断といたしますか、それこそ諸般の事情を考慮してどこまで行くかということになるかと思えます。そのときには、私の理解では、一種の労働市場の中で、公務員に、一般の労使関係ではそういうことは今のところないし、それから、外国でもない場合、支給制限まではやむを得ないとしても、取り返すということについて民間の労使関係の問題にもらみ合わせて、ある種の決断をするべきかどうかという問題はあるかと思えます。理論的に、あるいは実務的にも可能だというふうにしても、考慮要素として整理するのか、あるいは、制度的に整理するかという点もありますので、この点は、まだあと2回ぐらい議論する機会がありますので、議論させていただきたいと思えます。

【中島参事官】 あと、返納命令を行いうる期間のところ、5年というような要望が出ているので、5年を書き込むのかとか、文科省は、一部支給のほうも、第三者機関にかけたほうがいいのかとか、意見がありますが、その他はもうほとんど事務局で後ほど検討すべきことだと思っております。

【塩野座長】 それでは、基本的なところは、きょう、ご議論を賜ったということで、この前の「中間とりまとめ」と同じようなプロセスで、私と阪田代理と山本委員と森戸委員で、きょうのご議論を踏まえた上で一応の原案みたいなものをつくって次回にお示しをするということにしたいと思えます。それでよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

【中島参事官】 次回は5月23日、13時半から総務省5階の第四特別会議室において開催いたします。

【塩野座長】 きょうは時間を超過しまして申しわけありません。どうもありがとうございました。